

研修日程調整班設置要領

(目 的)

第1条 地域保健臨床研修日程の検討・調整を行なうため、研修日程調整班を設置する。

(所掌事務)

第2条 研修日程調整班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健臨床研修の日程の検討・調整に関すること。
- (2) その他、地域保健臨床研修の日程に係る事項に関すること。

(組 織)

第3条 研修日程調整班は、班長及び班員をもって組織する。

- 2 班長は保健所次長の職にある者をもって充てる。ただし、次長が複数名の時は保健所長が指名する。
- 3 班員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 本班の上部組織として、地域保健臨床研修運営委員会を置く。

(会 議)

第4条 研修日程調整班の会議は、班長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、研修実施予定の月の前月中旬及び班長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 班長が必要と認めた時は、研修を実施する保健福祉センター健康課長及び健康福祉部健康支援課長に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議を開催する暇がない時は、稟議をもって会議に代えることができる。

(庶 務)

第5条 研修日程調整班の庶務は、保健所総務課総務班において処理する。

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、研修日程調整班の運営に関し必要な事項は、班長が別に定める。

附 則

- この要領は、平成17年5月9日から施行する。
この要領は、平成19年4月20日から施行する。
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

保健所各課長及び各室長
